

2020 人事院勧告

コロナ禍における異例の一時金のみでの勧告！！

国家公務員 10年ぶりの一時金引き下げ勧告

人事院は10月7日、内閣と国会に対して、異例となる一時金のみを先行して、0.05月引き下げる勧告を行いました。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響で一時金のみを先行して調査・勧告となりました。

勧告の概要は以下の通りです。

本年の勧告のポイント

- 一時金（ボーナス）を0.05月分引き下げ、期末手当の支給月数に反映（年間支給月数 4.50月→4.45月）
- 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

給与勧告の手順

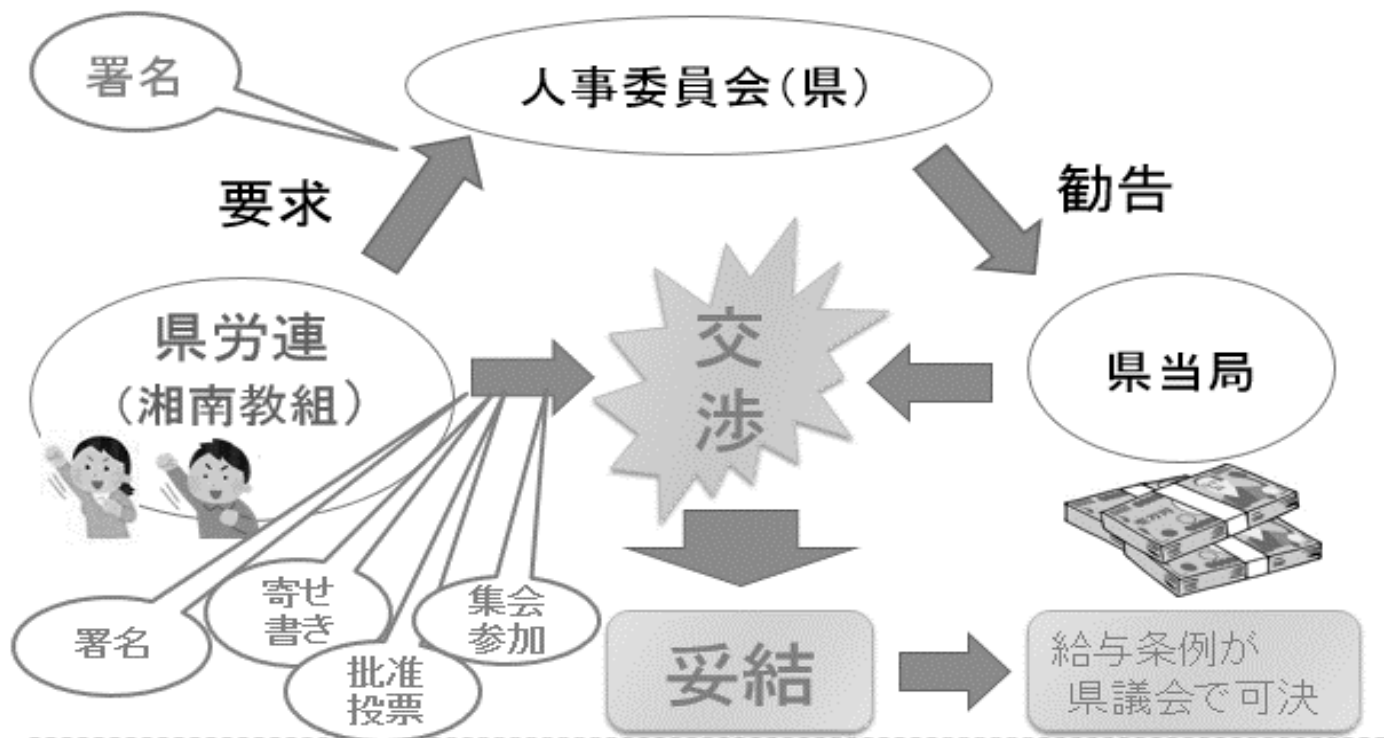
人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
2020年度	期末手当	1. 30月（支給済み）	1. 25月（現行 1.30月）
	勤勉手当	0. 95月（支給済み）	0. 95月（改定なし）
2021年度以降	期末手当	1. 275月（現行 1.30月）	1. 275月（現行 1.30月）
	勤勉手当	0. 95月	0. 95月

わたしたちの賃金はどうやって決まるの？



今後の給与勧告の流れ（予定）

	例年	今年
人事院から国へ 一時金勧告 (国家公務員)	8月頃	10月
人事院から国へ 月例給勧告 (国家公務員)		11月上旬～中旬
人事委員会から県へ 一時金勧告 (地方公務員)	10月頃	10月下旬
人事委員会から県へ 月例給勧告 (地方公務員)		12月下旬～1月上旬

今回の勧告では、給与のほかに公務人事管理に関する報告もあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模自然災害などの危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等および在宅勤務等の新たな働き方への変革という課題もふまえた取組の推進について報告しています。また、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて内閣に対して要請しました。

今年の民間給与の実態調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より遅れ、一時金（ボーナス等）に関する調査を先行し、月例給についての調査については、8月17日から行われています。それにあわせて、一時金（ボーナス等）のみの勧告が先行され、今後、月例給に関する報告・勧告を予定するという事態になりました。

私たち地方公務員の給与は、国家公務員の給与などとの均衡も考慮し、神奈川県の人件委員会が知事・県議会に対して給与勧告を行います。国段階の引き下げ勧告が出ましたが、私たちに直接関係する県段階での交渉は、まさにこれから始まります。

湘南教組は県人事委員会に対し、賃金・労働条件の維持・改善をめざし、各分会が団結し要求署名・寄せ書きにとりくみ、神教組、県労連に結集して現場の想いを伝えていきます。

ともに 頑張りましょう！！